

令和7年度第1回 千葉県情報公開推進会議

会 議 次 第

日 時：令和7年8月8日（金）
午後1時30分から
場 所：千葉県庁中庁舎1階
総務部審査情報課委員会室

第1部（公開・傍聴可）

1 開 会

2 議 題

- （1）会長の選任
- （2）会長職務代理者の指名
- （3）千葉県情報公開推進会議の活動実績等について（報告）
- （4）情報公開制度の運営の改善に関する意見書について
- （5）傍聴要領の改正について

（5～10分程度の休憩）

第2部（非公開）

1 議 題

- （1）苦情処理結果の検討について
- （2）その他

2 閉 会

千葉県情報公開推進会議委員名簿

(任期：令和7年7月7日から令和9年7月6日まで)

委員の区分	委 員	
	氏 名	役 職 名
学 識 経 験 者	お が の 小賀野 晶一	千葉大学名誉教授
	た な か 田中 大介	弁護士
	と み た 富田 千鶴	弁護士
住 民 の 代 表 者	お ぐ ら 小倉 久子	環境パートナーシップちば 理事
	す ず き 鈴木 公一	千葉県PTA連絡協議会 副会長
	や ま ぐ ち 山口 幸宏	千葉県商工会連合会 専務理事
	わ だ 和田 千鶴子	中核地域生活支援センター くらっちセンター長

(敬称略 五十音順)

○ 千葉県情報公開推進会議の活動実績等について

1 令和6年度の活動実績

情報公開推進会議では、情報公開制度の運営の改善について調査審議するとともに、開示請求者等から申出のあった苦情の調査結果の検討などを行っている。

(1) 会議（公開）の開催状況

令和6年度第1回会議（令和7年1月14日）

ア 事務局から千葉県情報公開推進会議の令和5年度の活動実績及び開示請求の状況について説明があった。

イ 情報公開制度の運営の改善に関する意見書2件について説明があり、質疑及び意見があった。

(2) 会議（非公開）の開催状況

ア 令和6年度の苦情の調査結果の検討状況について

令和7年1月14日の第1回会議の第2部で審議を行った。

令和6年度は、6件（申出実人数2名）の苦情申出があった。

令和5年度に提出された苦情1件及び令和6年度に提出された苦情3件の計4件（申出実人数2名）について審議し、実施機関に是正を求めた事案は1件（令和5年度苦情12）であった。

なお、令和6年度に申出のあった苦情3件（R6－苦情4・5・6）は、令和6年度に繰り越した。

イ 令和5年度及び令和6年度に提出された苦情の検討結果について

苦情処理の検討の結果、実施機関に対し改善の必要が認められる以下の1件について、是正等に関する意見を通知した。

- ・令和5年度苦情事案12 : 部分開示決定を行った際、決定書が開示請求者の手元に届いたのが決定日の13日後であった。

【参考】苦情処理状況（件）

年度 処理結果	H 23	H 24	H 25	H 26	H 27	H 28	H 29	H 30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
実施機関に 是正を求めた 事案	6	5	0	2	1	4	7	18	13	0	2	3	2	0
実施機関の 対応に不適切 な点がなかった 事案	16	10	15	4	19	5	3	4	5	7	5	8	11	3
行政不服審査法 など他制度に より処理される べき事案	3	3	2	0	0	5	1	5	3	1	0	4	0	0
取下げの事案	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
処理中の事案	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
年度別 苦情件数	25	19	17	6	20	14	11	27	21	8	7	15	13	6
（申出実人数） 名	(2)	(2)	(1)	(2)	(2)	(3)	(3)	(2)	(1)	(2)	(2)	(3)	(3)	(2)

※令和7年6月末時点

2 開示請求等の状況

(1) 開示請求の状況

年 度	4	5	6
請求件数	1,564	1,551	1,746
決定件数	11,990	11,218	16,939

※請求件数とは、提出された行政文書開示請求書等の件数である。

※決定件数とは、行政文書開示請求等に対して決定された文書の件数である。

※平成30年度統計結果より、決定件数に取下げは含めていません（以下同じ）。

(2) 実施機関別決定件数

年 度		4	5	6
知事部局	件数	9,640	8,440	8,390
	割合	80.4%	75.2%	49.5%
教育委員会	件数	1,090	1,852	7,056
	割合	9.1%	16.5%	41.7%
警察本部長	件数	450	521	787
	割合	3.8%	4.6%	4.6%
企業局長	件数	404	254	641
	割合	3.4%	2.3%	3.8%
選挙管理委員会	件数	326	68	40
	割合	2.7%	0.6%	0.2%
病院局長	件数	66	66	12
	割合	0.6%	0.6%	0.1%
その他	件数	14	17	13
	割合	0.1%	0.2%	0.1%
合 計	件数	11,990	11,218	16,939
	割合	100%	100%	100%

(3) 請求の処理状況

年 度		合 計	開 示	部分開示	不開示	取下げ
4	件数	11,990	3,992	6,368	1,630	92
	割合	100%	33%	53%	14%	
5	件数	11,218	3,968	6,683	567	111
	割合	100%	35.4%	59.6%	5.1%	
6	件数	16,939	9,775	6,568	596	142
	割合	100%	57.7%	38.8%	3.5%	

(4) 決定件数の各県比較

年 度	3	4	5	6
千葉県	11,344	11,990	11,218	16,939
茨城県	11,593	25,155	5,956	—
栃木県	4,764	3,670	2,328	3,814
群馬県	8,280	7,148	1,943	—
埼玉県	4,459	7,698	22,777	29,409
東京都	8,879	7,482	7,600	—
神奈川県	17,155	19,442	10,841	—

※東京都は処分件数を1件として計上しています。

※令和6年度の「-」は、速報値の発表がありません（7月中旬時点）。

※栃木県はこの他に情報提供制度の件数が1万件程度あります。

3 不服申立ての状況

(1) 不服申立ての状況

(件)

年 度	2	3	4	5	6
知事部局	19	7	25	9	7
教育委員会	4	2	4	8	11
その他	11	4	5	1	3
合 計	34	13	34	18	21

(2) 不服申立ての処理状況

(件)

年 度	前年度 未処理	新 規 申立て	裁 決 等					年度末 未処理
			認 容	一 部 認 容	棄 却	却 下	取 下 げ	
令和4年度	558	34	10	1	4	0	0	577
			15					
令和5年度	577	18	0	9	1	0	1	584
			11					
令和6年度	584	21	0	7	11	5	0	582
			23					

○ 千葉県情報公開条例の一部改正について

1 概要

刑法の一部改正（令和4年法律第67号）により、刑罰のうち懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて、拘禁刑が創設されたことに伴い、令和7年2月定例県議会提出の議案第66号「刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について」により、千葉県情報公開条例の関係部分を改正した。

2 改正内容

条例第34条中「懲役」を「拘禁刑」に改正する。

3 施行日

令和7年6月1日

4 新旧対照表

改正後	改正前
（罰則） 第三十四条 第二十四条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の 拘禁刑 又は五十万円以下の罰金に処する。	（罰則） 第三十四条 第二十四条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の 懲役 又は五十万円以下の罰金に処する。

千葉県情報公開推進会議傍聴要領（案）

1 傍聴手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、原則として会議開始予定時刻までに、会場受付で傍聴券を受け取り、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順で行い、傍聴席が満席となった場合には、受付を終了します。
- (3) 傍聴を希望される方で要約筆記、車いす等の配慮が必要な方は、原則として会議開催の5日前（土・日・祝日を除く）までに事務局までお申し出ください。

2 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、会長の許可を得た場合はこの限りではありません。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が会議を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。